

ジェンダー論的カント解釈の一試論

稻垣 恵一

1. はじめに

「ジェンダー論的カント解釈」という言葉から、ジェンダー論に寄与する思想としてカント哲学を解釈するということが思い浮かぶかもしれない。しかし、そもそもカント哲学はジェンダー論に貢献しうるのだろうかと思う人がいても、無理もない。というのは、ジェンダー論に寄与しうるようなカントの言説を見出すのは困難を極めるばかりか、ジェンダー論で批判されるには事欠かない言説をカントはあまりに多く提供してくれるからである。

カントを男性中心主義者とするフェミニストの見方や批判は妥当なのであって、カントが男性主義者だったことの言い訳や、カントがジェンダー論までも射程に入れて哲学していたのだといった過大評価はしたくないし、すべきでないと筆者は考えている。カントの男性中心主義は徹底的に非難されてしかるべきだろう。とはいえ、フェミニストたちが描くカント哲学像からは、フェミニストにとって有利となる論点もまた抜け落ちているという印象を否めない。欧米のカントのフェミニスト研究ではその抜け落ちた面も直視し議論しているのに、日本の学界ではフェミニスト研究でもカント研究でも目を向けているひとがほとんどいないのが現状である。また、フェミニズム史を構成する上でも、女性の抑圧の歴史だけでなく同時に女性を解放する歴史こそを重視してしかるべきだろう。

カントのジェンダー論的解釈を展開するという大きな仕事はこのような小論ではとてもできそうにない。しかし、こうした事況を踏まえ、本稿ではカント自身が意図しなくともフェミニストにとって有利となる論点とは何かを示したい。そのためには、カント解釈を越えて解釈学的な方法を探ることになろう。こうして、カントのジェンダー論的解釈が進

むべき方向を定めてみたい。

2. 近代のジェンダー形而上学者としてのカント

フェミニストによるカント議論は、カント哲学に同意するものあるいは反対するもの如何にかかわらず様々である。が、いずれにしてもカント研究者に多く見られるようにカント哲学全体に同意しているフェミニストは皆無と言ってよい。フェミニストたちが批判する典型的なカント哲学像を浮き彫りしてみよう。

フェミニストの根本的な立場は、改めて言うまでもなく、男性によって女性が抑圧されてきたので、女性をこの抑圧から解放しようという立場である。フェミニストにとって近代とは、神の支えを失った男性中心社会を論理によって支え正当化しようとした時代であった。その論理を大越愛子は、「近代のジェンダー形而上學」と呼び、ルソー、カント、ヘーゲル、ニーチェ、フロイトがその系譜に属するとしている。この系譜の哲学者を研究する目的は、彼らのファロセントリズム（男根中心主義）を告発することではなく、女性の声がなぜこれらの哲学者によって沈黙させられたのかを探求することにあると、テュアナを援用して大越は論ずるのである⁽¹⁾。フェミニストにとってはカント研究者がしているようなカントの整合的な理解や哲学史的意義の再確認ではなく、近代の哲学者にファロセントリズムを強いた言説や知のシステムの方が問題であって、その視点から近代のジェンダー形而上学者の哲学を再構成するのである。従って、カントの言説もカントの著作の枠内で解釈されるのではなく、カントの言説の背後に隠れた思想やカント自身も意図したり気づいていなかったジェンダー的な前提を抉り出す仕方でカントが研究されることになる。

大越に依れば、男性は生産的労働に従事し女性は家庭を守り再生産に従事するという、ルソーが提示した社会やそれを支える家族をカントも踏襲し、ルソー的なジェンダー観が『美と崇高の感情にかんする観察』（以下、『美と崇高』）で論じられている。この書で、カントは、女性を優美な性とし男性を高貴な性としている。ここから批判哲学の悟性と感性の二元論的体系が生ずると大越は言う。さらに大越は、『純粹理性批判』

では「神が世界の支配者の地位から撤退し、かわって人間が世界の支配者となるべきとされる世界では…〈中略〉…神にかわって世界の支配者となる代償として、神からの支えを失い、確実な真理認識の能力を保証されなくなった人間（男性）は、真理認識の媒介者を感性（女性）に求めるしかない」⁽²⁾とし、前批判期の『美と崇高』での男女の性差の特徴をそのまま批判哲学での認識能力にシフトさせるのである。しかし、周知のとおり、人間が認識できるのは現象でしかなく、物自体ではない。ここに大越は「悟性（男性）の有限性の悲哀」⁽³⁾を見、世界の支配者としての地位を神から委ねられた人間（男性）像を『実践理性批判』のうちに見るのである。

大越は、人間を「世界の支配者にふさわしい自律的な道徳的存在者として、自らの無根拠に耐え抜きつつ、世界の中へ実践的に関与する能動的存在者であることで、自己の存在証明を絶えず反復する存在」⁽⁴⁾と位置づけ、それを示すのは有名な定言命法「君の格律が、いつでも同時に普遍的立法の原理として妥当するように行為せよ」である。さらに大越は、『道徳形而上学』で言われている「性共同体とは、ある人間が他の人間の生殖器と性的能力を相互に使用し合うことである」(VI,S.277)というカントの言説を援用して、「君の人格にも他のすべての人にもある人間性をつねに同時に目的として扱い、決して単に手段として使用してはならない」(IV,S.429)という『道徳形而上学の基礎づけ』(以下、『基礎づけ』)の言説を解釈する。その上で、大越は「ジェンダー関係は、相互を手段としあう関係にとどまるゆえに、人格的関係ではありえない。しかし人間（男性）は、ジェンダー関係から脱したとき、相互を目的としあう人格関係へと高まることができる」⁽⁵⁾としている。しかも、大越はカントが「女性はあくまで現象界に生きるジェンダー存在」⁽⁶⁾と見なしていたとしている。つまり、女性は道徳的なコンテクストから初めから排除されていたのである。ここに、大越は「女性の征服を通して無から有へと自己定立していく男根的存在」⁽⁷⁾を見出すと同時に感性的存在にとどまり人格へと高まりえない女性の存在を見出すのである。従って、自由は男性のみに保証され、女性は自然の囚われの身であるとも言える。

このように捉えられた理性・悟性／感性、自由／自然は、男性／女性に重ね合わせにされ、自然と自由を架橋する可能性を審議する『判断力批判』は、男女の調和的関係を提示するものと見なされる。大越に依れ

ば、カントの時代には崇高と優美は快と見なされており、崇高と特徴づけられた男性と優美と特徴づけられた女性は、主観的合目的的だと判定される。さらに、この男女のジェンダー表象は、「道徳的存在としての人間の存立の可能条件と見なされるため」⁽⁸⁾客観的合目的性を持つのである。

三批判書でジェンダーニ元論を確立したカントは、さらに『人間学』で「自然は、両性のもっとも密接な身体的結合を目的とするが、それでも人間は理性的存在者としても自然にとって最重要な目的、つまり種の保存のために、女性が持つよりも大きな力を男性に授けたからである。…〈中略〉…男女が結びつき、別れないようにするためには、2人が愛し合っているというだけでは十分ではない。一方を支配や統御しうるためには、一方が他方に服従し、一方が他方に何らかの点で相互に凌いでいなければならなかった」(VII,S.303)と述べるに至る。このカントの言説を大越は、「近代的ジェンダー・パラダイムにおける女性の位置づけとその役割を正当化する、ジェンダー形而上学の必要性を吐露している」⁽⁹⁾ものと見なすのである。つまり、カントは、男性が女性を手なずけるということを正当化したというわけである。

3. フェミニズム的カント理解の立場

フェミニストによるカント理解を不当と見なすカント研究者は多いのではないかだろうか。カント研究者が寄せそうな疑問点をいくつか挙げてみることにしてみよう。

第一に『美と崇高』でたしかにカントは、女性を優美な性とし男性を高貴な性としているし、また、『判断力批判』でも主観的合目的性を持つ表象の事例として男性の美、女性の美というのを挙げている。従って、『美と崇高』の男女観が『判断力批判』での主観的合目的性を持つ表象の伏線となっているのは認めるとしても、『純粹理性批判』での認識能力に性差を読み込むということへと直結しないのではないか。

第二に、経験的レヴエルの議論ではない『基礎づけ』の根本的な定言命法を、『道徳形而上学』の人間的見地の議論を援用して解釈するという手続きはカントが採った手続きとは逆であって、妥当性を持たないので

はないか。

第三に、カントは『判断力批判』においても事例として僅かに男女の美について語りはする。しかし、判断力もまた理性、悟性、感性と並ぶア・プリオリな能力であってジェンダーからは切り離されているのだから、結果として『人間学』が『判断力批判』を背景にして『美と崇高』の男女観を正当化したとしても、『判断力批判』の中に『美と崇高』の男女観を強く読み込めないのではないか。

このような批判をフェミニストにぶつけたとしても、フェミニストはおそらくそれを認めまい。なぜなら、フェミニストの目的はテクストに忠実にカントを読むことではなく、カントが不問の前提としているジェンダー構造を抉り出すようにカントの議論を再構成することにあるのだから。つまりフェミニストは、カントのテクストに現れたものではなく隠されたものの方を、カントが語ったことではなく語りえなかつたことの方を明らかにしたいのだからである。従って、カント研究者がテクストを振りかざすことは、男性がテクストという暴力によって女性の告発をふたたび沈黙させようとしているようにしかフェミニストには映らないのである。フェミニストが一般的に言うように、男性による女性の抑圧の歴史の流れの中に今も人々はいて、男性によって女性の声が聞こえないように強いられている。とはいっても、フェミニストたちの告発は少なくとも現代のわれわれの耳にはかすかな声であれ届いている。これまでには聞こえてこなかつた声がようやく聞こえてきたのであれば、その声に耳を傾けるのは無駄ではあるまい。なぜなら、これまでその声すら聞かずに全てを男性が判定していたのだからである。

4. カントの男女観

フェミニストたちがカントの女性観をもとにカント哲学を再構成したのならば、われわれもまたカントの女性観をスケッチし、そこからフェミニズムに有利となる点を探ってみることにしよう。

女性へのカントの関心は処女作『活力測定考』にも見られるが、男女の性について大々的に論じられているのは、批判期から遙か 17 年も前の 1764 年に刊行された『美と崇高』である。カントが批判を企て始め

たという表明が 1771 年のマルクス・ヘルツ宛の書簡にあるが、『美と崇高』が刊行されたのはその 7 年も前のことである。

『美と崇高』が対象とするのは快と不快である。『美と崇高』でカントは、「この領域の中でも、特に際立っていると思われるいくらかの部分にわたしの眼差しを向けるだけであり、またこれらに哲学者たちの眼よりも一観察者の眼を向ける」(II,S.207) と言う。カントの言う「特に際立っている」ものの中には性差の問題も含まれており、それは同書第 3 章「両性の相互関係における崇高と美の差異について」で論じられている。

カントに依れば、女性は「美しい性」であり、男性は「高貴な性」である (Vgl. II,S.228)。そして、女性は、「美しく、優雅で、飾られたものの全てに対して、より強い感情を生まれながらにして持っている」、「女性はシャレを好み…〈中略…〉些細なことで楽しむことができる」、「行儀よい態度を身につけ」、「思いやりの感覚、善良な心と同情を持って」

(II,S.229) いる。また、「女性の大いなる学問の内容はむしろ人間であり、人間のうちでも男性である」(II,S.230) と言われている。カントは、女性の徳は「美しい徳」(II,S.231) であり、「悪いものが不正だからではなく、醜いから避ける」(ebd.)、「摂理は、彼女たちの胸の中に善良と善意の感覚、行儀よさの繊細な感情と好ましい魂を与えたのであった」

(II,S.232) と言うのである。また、カントに依れば、男性からちやほやされて女性が喜ぶという虚栄心は「女性たちの美を高めようという衝動」(II,S.232) であり、男性に媚を売る女性は「馬鹿女」(ebd.) と呼ばれる。男性から猥談を吹っかけられた女性が恥らうのは、性行動を顧にせず、欲望を制限し、善い人倫的諸性質と調和させるものとも言われている。

さらに、カントは、女性の顔立ちについて、繊細な姿で道徳的な顔つきの女性は、魅力的ではないが、長く付き合ってみると心を惹きつけられる、と言う。しかも、可愛い女性への強い感情を持つ男性は放蕩と放縱になるし、逆に繊細な姿で道徳的な顔つきの女性への強い感情を持つ男性は自然の究極目的から外れるので幸福になれず、婚期を逸してしまうとすらカントは言うのである (II,S.239)。

老女には「行儀よく親しげな様で社交の集まりに居合わせ、陽気でまた理性的な仕方の話好きで、自分は参加しないけれども若者の楽しみを微笑ましいとする思いを外見で示し、全てのことに気を配ることによつ

て、自分の周りで生じる喜びに対し満足と適意の念を漏らす」(II,S.240)ということが要求され、そのような老女は「乙女以上に愛すべき人物」(ebd.)とされているのである。

『美と崇高』第3章の最後でカントは、女性は優れた美的感情を持つが男性の高貴さを判定でき、逆に男性は優れた高貴な感情を持つが美を判定できるとし、こうした両性の性格が女性をますます美しく男性をますます高貴にすると言う。この逆を女性もしくは男性が行ったときには「自然の恩恵に反して非常にぶざまになす」(II,S.240)。従って、こうした男女の特徴は自然が両性に付与した目的なのである。

結婚もまた、この原則に則っており「夫婦は夫の悟性と妻の趣味によって生氣を与えられ、治められた、いわばただひとりの道徳的人格をなすべきである」(II,S.241)と言われている。つまり、夫に欠けた洞察を妻が補い、妻に欠けた自由や正確さを夫が補い、さらに夫が崇高であれば、それに妻は報いて夫を満足させ、逆に夫はそういう妻を愛しいと思うのである。

『人間学』でも男女について論じられているが、『美と崇高』よりも踏み込んだ主張もいくつか見られる。第一に、女性の性格づけの原理が『人間学』では、明確に示されている。女性の性格づけの原理は自然の目的に従うべきであり、女性に与えられた自然の目的は①種の保存、②社会に文化をもたらすということである。第二に、『人間学』では結婚は、種の保存という自然の目的のための手段であって、理性はそれを目指さねばならないし、また、両性の身体の素質に社会的な傾向性が植えつけられているという踏み込んだ叙述が見られる。さらに、表立って家事や育児という言葉は見られないが、「いろいろな実践的な事柄⁽¹⁰⁾について修養し、訓練しなければならない」(VII,S.308)という言葉で、女性が家庭を司るものであるということも暗示されている。このように『人間学』には新しい論点や補強された主張もあるが、カントの男女観に大きな変更はなく、『美と崇高』での見方が踏襲されていると言えよう。

以上がカントの男女観である。女性は子どもの頃から着飾るのを好むとか、女性の顔つきといった身体にかんする記述にカントは多くの紙面を割いている。このことはカントが女性を感覚的な存在であると見なしていたということを意味しよう。また、カントに依れば、女性は学問に向かず、男性の行動や心情を察知するのに優れている。従って、女性は

男性を先生とせねばならないわけである。さらに、女性は道徳的な感情を自然によって付与された存在者であるから、道徳的な存在者になりえず、道徳を感覚的に捉えられるだけである。従って、女性は結婚によって男性の力を借りて道徳的な人格にまで高まるのである。

5. 悟性とジェンダー

『美と崇高』、『人間学』でカントは両性を高貴と美に振り分け、男性を能動的・知性的とし、女性を受動的・感情的とするジェンダー構造をうまく浮き彫りにしたと言える。しかし、そのことから、男性は知性的で女性は感情的といった男女観をそのまま批判期の著作へ持ち込めるのかどうかは問題である。その前に、そもそもカントは女性も知性を持っているということを認めていたのだろうか。

『美と崇高』でカントは「美しい性は男性が持つのと同じ悟性を持っているが、ただそれは美しい悟性である。われわれ[男性]のものは深い悟性であるべきであり、これは崇高と同一のことを意味する表現である」（II,S.229）と言う。つまり、カントは基本的に認識能力の面から悟性のうちに性差を認めていない。さらに、「深い悟性であるべき」と言われていることからしても、男性が生まれながらにして深い悟性たりうるわけではなく、後天的に教育等を通じて知性は深められるのである。

カントによるシャトレ公爵夫人に対する論争もまた女性の知性をカントが認めていたことの証左となるだろう。シャトレ夫人はニュートンの『プリンキピア』の仏訳者であり、デカルト派の力学とニュートン派の力学の諸問題についてメーランやベルヌーイ、ジュリンといった当時の一流の学者と論争していた。たしかに『美と崇高』では、シャトレ夫人は「学習や詮索は他の性[男性]を惹きつける女性の魅力を弱めてしまう」（II,S.229）事例としてあげられており、「髭をたくわえてもよい」（II,S.230）と揶揄されている。しかし、『活力測定考』でカントは、メーランを批判するシャトレ夫人の考えの問題点を指摘しメーランを擁護する。もちろん、ヤウヒが指摘するとおり⁽¹¹⁾、当時の学界では女性が学問に携わるのは誤っていると見なされており、カントもまたベルヌーイの論証が女性によって採用されたと批判されないようにベルヌーイを弁

護する。しかし、だからと言って、カントは、シャトレ夫人と全く取り合おうとしなかったのではなく、シャトレ夫人によるデカルト主義への批判を高く評価もしていた。この点では、悟性の能力そのものにはジェンダー的な要素はないと言つてよい。とはいへ、カントは、『活力測定考』のなかで最後にシャトレ夫人について触れている第113節で、メーランを揶揄した夫人を次のように批判するのである。「まともな根拠を持ち出せないから嘲笑されても仕方ないと論敵[メーラン]が感じたとき、夫人に、彼に対して、"ridendo dicere verum"つまり笑いながら真理を伝えるという着想があれば、彼女はもっと公正だとされ、さらによい結果を得ることができたであろう。……〈中略〉……わたしが言及した女性[シャトレ夫人]の知性と学問は、他のすべての女性や大多数の男性にすらも凌いでいるが、それと同時に、お世辞と賞賛という大多数の美しい性[女性]が根本的に持っている特権というものを失ってもいるのである」

(I,S.133ff)。ここでは、女性の悟性の無能が非難されではおらず、むしろ、優秀な悟性が女性に相応しくない振る舞いのせいでうまく認められなかつたということが非難されている。カントは一方で、これまでのシャトレ夫人との対等関係から離れ、男性中心主義の立場からシャトレ夫人を非難している。もちろん、自らの主張を論敵に伝えるためにも女性らしく振る舞うことが暗黙に社会によって女性に強要されているということは、現代のわれわれから見れば、非難されて然るべきだし、カントも然りである。しかし、そのような社会にありながらも、この引用文以外の箇所ではシャトレ夫人のような自ら研究し学界で堂々と自己主張する女性を当時の他の研究者よりもカントは他方で認めていた。悟性そのものはジェンダー化されないということをカントはおぼろげにも認めていたと想定しない限り、カントによるシャトレ夫人への評価やまじめな論争は考え難い。

ヤウヒが指摘するとおり⁽¹²⁾、明察なシャトレ夫人は1740年にその主著『自然学の機構』のなかで読者に偏見がないように權威から自由であるように訴えている。カントもまた後に『啓蒙とは何か』の冒頭で「自ら招いた未成年状態から抜け出ることである」(VIII,S.35)と言ひ權威から自由になることを勧めている。「啓蒙」とは自分の知性を他人の指導なしに使用できることであり、カントの定義に従えば、シャトレ夫人は啓蒙的だろう。『純粹理性批判』では、批判について次のように言われてい

る。

「現代は眞の意味で批判の時代である。全ては批判にさらされねばならない。宗教は神聖だから立法は尊厳を持つからと言って、批判から逃れるのが常套である。しかし、その場合には宗教にも立法にもそれ自体疑惑がついてまわるのが正当なのであって、それらに心からの尊敬を要求することなどできない。」(A X II)

理性は、何ものの権威も借りずに自己吟味するということをこの引用から読み取ることができ、啓蒙の理念は批判哲学に浸透していると言えよう。前批判期の著作ではたしかに啓蒙や批判の理念はぼんやりとしか現れていない。しかし、そうした理念のパースペクティヴから前批判期の著作を眺めてみたとき、シャトレ夫人のうちにも認められた悟性は、ジェンダーを越えてこそ批判哲学の能力批判へ至るのを見ることができる。

こうして、ジェンダー中立的な悟性があることで、フェミニストは女性も学問に参加しうるのにジェンダー構造によってそれを妨げられているという告発も可能になる。このことは逆に女性に有利に働く論点である。

6. 観察者としての悟性

『美と崇高』での男女観について、もうひとつ指摘しておかねばならないことがある。それは、カントが『美と崇高』を哲学者の立場ではなく、観察者の立場で論じている点である。批判的立場を特徴づけるもののひとつは観察者の立場である。『美と崇高』は前批判期の著作であるから批判的立場が確立していないのは当然であるが、のちに『判断力批判』でテーマ化され明確にされる観察者の立場の萌芽がすでに『美と崇高』に見られるのである。

アレントは、『カント政治哲学の講義』の中で注視者(スペクティバー、観察者)と行為者の関係について論じる。アレントに依れば、競技を観戦するような場面では、観客(注視者)はゲームの外におり中立である。

競技者はゲーム内におり、観客からの名声を気にする。従って、観客は競技者から自立しているが、競技者は観客に依存することになる。アレントは、カントの哲学的立場には行為者を傍観的な立場から見る公平な目があるということを指摘する。その立場をアレントは「裁判官の立場」⁽¹³⁾と呼ぶのである。アレントに依れば、カントはこの傍観的な立場からフランス革命について論ずる。言うまでもなく、フランス革命は当時の大事件であり、これについて論評する人たちも多くいた。しかし、アレントに依れば、カント以外のこうした人々は「熱狂に近い希望に満ちた闘争」をするか、「部外者としての大衆による賛美」から眺めるだけであった。ところが、それらではなく「共感」が行為者の行動つまりフランス革命を公共的事件としたとカントは考えたとアレントは言うのである。

さらにアレントは、こうした注視者と行為者の関係について『判断力批判』の天才論に従って詳論する。天才は美しい芸術作品を作り出し、人々がその作品を判定する。芸術作品の優れた作製能力は天才にのみ与えられているが、作品の判定能力は両者ともに与えられている。天才が天才たるゆえんは、芸術作品を美しいものとして万人に感じさせる能力を持つからである。カント的な言い方をすれば、天才は美を「伝達可能なものにする」のである。しかし、天才の能力は、美を人々に感じさせるための助力にすぎず、美を判定する不可欠な条件は鑑賞者に帰るのである。ここにアレントは、公共領域が注視者（批評者と鑑賞者）によって作られるのを見ている。しかも、注視者は他者を前提し、さらに注視者自身もまた複数であるのを指摘しているのである。

『美と崇高』でも、カントは哲学者の立場ではなく観察者の立場にはあった。ここでの哲学者の立場とは、伝統的な学校哲学の立場である。権威から離れる立場にカントは1人立っていた。カントの観察者の立場は、自立的で権威を内面化していないという意味で啓蒙的ですらある。しかし、『美と崇高』第3章は両性について語られるべきなのに、カントは「前記[女性]の諸性質と平行する限りに男性の諸性質を数え上げることを免じていただきたい」(II,S.229)と述べ、美しい性つまり女性についての記述に紙面を大半割いている。カントは男性の諸性質はすでに了解済みであると見なし、男性でないものとして女性について記述するというスタイルを堅持している。そればかりか、「可愛い姿と呼んだ種類の

美は、あらゆる男によって、かなり一様な仕方で判定され、これについては通常考えられているほどの意見の違いはない」(II,S.237) と言い、カントは男性の代表者にもなっているのである。こうして、女性のアイデンティティは男性に定位して確立されている。その点でカントは共感の原理によって他者を認めつつも、他者の声を聞く視点を持てず、他者に対して中立になれなかった。ここに、一方で啓蒙的であったのに他方では男性中心主義的な公共空間を作りかねない危険にさらされていた前批判期のカント像を浮き彫りにできる。

7. むすびにかえて

『美と崇高』第3章で、カントがジェンダー構造化された男女観を強く持っているのはフェミニストの指摘を俟つまでもなく明らかとしか言いようがない。そのようなカントの言説をフェミニストが批判するのも至極当然であろう。現代のわれわれから見て、ファロセントリズムからカント自身の女性観を救う道はほとんどないと言ってよいであろう。しかしながら、カントは、自分の気持ちに反して図らずも女性たちにとつて有利な道を用意する方向へ進んでしまったということもわれわれは指摘しておかねばならない。それは、アレントのカント解釈に見られるような裁判官としての観察者の立場が前批判期からおぼろげにもカントにはあり、その立場がのちに公共空間を創設することになる、ということである。『美と崇高』のカントは、学校哲学者からは公平であったが、立つ場は学校哲学か日常経験のどちらかにしかない。学校哲学から距離をおけば、ジェンダー化された日常経験にまみれざるをえず、カントは不公平な裁判官たらざるをえなかつたのである。従って、カントは哲学の中へ公共空間を設けることはできなかつた。しかし、後に批判という法廷を開設すると、ジェンダー化された日常経験からも距離をとる立場が明確にされた。ここにおいて初めて、女性の訴えをも審議される審級の可能性を見出すことができるるのである。

従つて、カントが実生活で抱いていた男女観をそのまま批判での哲学的議論へと持ち込むようなカント理解は訴える法廷の創設を不可能にし、ふたたび女性の声は男性によってかき消されるだろう。それは、フェミ

ニストにとっては大きな損失だ。それ故、ジェンダー論的解釈では、カントの男女観よりも啓蒙や批判にこそ焦点が絞られるべきである。しかし、すでにフェミニストカント研究者が論じているとおり、カントはたしかに批判期に公共空間の創設を明確にしたが、その公共空間そのものが暗黙にジェンダー化されているという議論もある。その点については、稿を改めて論じなければならない。

注

カントからの引用は、基本的にアカデミー版カント全集 (*Kant's gesammelte Schriften*, herausgegeben von der Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften Bd. I—XIX, Berlin 1902ff.) の巻数とページづけに依る。ただし『純粹理性批判』については慣例に従い、第一版を A の記号で表し、そのページ数をアラビア数字で示した。

- (1) 大越愛子「ジェンダー形而上学批判」(大越愛子・志水紀代子編『ジェンダー化する哲学——フェミニストからの認識論批判——』1999年、昭和堂、収録), 230 ページ。
- (2) 上掲書、233 ページ。
- (3) 上掲書、233 ページ。
- (4) 上掲書、234 ページ。
- (5) 上掲書、235 ページ。
- (6) 上掲書、235 ページ。
- (7) 上掲書、236 ページ。
- (8) 上掲書、237 ページ。
- (9) 上掲書、238 ページ。
- (10) 岩波書店版カント全集第 15 卷『人間学』を訳された渋谷治美氏は、この箇所に「家事・育児などの」という語を補足しておられるが、当時の女性の生活がどのようなものであったのかをカントの論述からは特定できないので、渋谷氏による補足は検討の余地がある。
- (11) U.P.ヤウヒ『性差についてのカントの見解』(菊池健三訳、専修大学出版局、2004年)、60 ページ。
- (12) ヤウヒ、56 ページ。
- (13) ハンナ・アレント『カント政治哲学の講義』濱田義文監訳(法政大学出版局、

2005 年)、83 ページ。